

第1章 計画について

資料1「計画について」

1 策定の背景

こども基本法第10条で「市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定」するよう努力義務規定。

こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされている。

今般「第2期旭川市子ども・子育てプラン」が令和6年度末をもって終期を迎えることから「旭川市こども計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は次の内容を勘案したものとする。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・子ども・子育て推進法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ・こども大綱が従来の「子供・若者育成支援推進大綱」及び「少子化大綱」を包含
- ・「第8次旭川市総合計画」における子ども・子育て施策に関連する計画

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(※必要に応じて見直しを行う)

4 計画の対象

- ・こども基本法における「こども」の定義 … 心身の発達の過程にある者
- ・こども大綱においても、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなくとされている。

本計画では、妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期から青年期までの年齢層及び子育て当事者を計画の対象とする。なお、青年期については、概ね30歳未満とするが事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

5 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「第8次旭川市総合計画基本計画」においても各基本政策とSDGsにおける17の目標との関係性を整理していることから、本計画の個別施策においても関連するSDGsを示すこととする。

第2章 こども・若者を取り巻く状況

※次の内容を表・グラフを用いて説明する（作業中）

- 1 人口や少子化の状況
 - ・人口推移（旭川市統計）
 - ・出生数，合計特殊出生率（旭川市保健衛生年報）
 - ・婚姻件数（旭川市保健衛生年報）
- 2 こども・家庭の状況
 - ・世帯数推移（国勢調査）
 - ・こどものいる世帯の世帯類型の状況（国勢調査）
 - ・世帯の就労状況（ニーズ調査）
 - ・子育て世帯の悩みや不安感（ニーズ調査）
 - ・子ども総合相談センター相談件数等
- 3 第2期子ども・子育てプランの振り返り

第3章 基本理念と基本方針

資料2「基本理念と基本方針について」

基本理念

「すべてのこども・若者が将来にわたって 生き生きと健やかで 幸せな生活を送ることができるまち」

基本方針

- (1) すべてのこども・若者が幸せに成長できるよう社会全体で切れ目のない支援を行う
- (2) こどもや若者，子育てに関わる人の意見を聴きながらともに進める
- (3) こどもや若者，子育てに関わる関係機関や民間団体等との連携を図りながら進める

1 施策体系図

※1ページで全体を見渡せる体系図を提示する（作業中）

理念	基本方針	基本施策	個別施策
※基本理念を明示	※3つの基本方針を明示	(1) こども・若者の権利を尊重し、自分らしく成長できるよう支援する	資料5 「個別施策概要案」
		(2) 良好な成育環境を確保し、こども・若者の健やかな育ちを支える	
		(3) 子育て当事者の視点を重視した支援を行う	
		(4) こどもや若者の成長を地域全体で支える体制の充実を図る	

2 個別施策と取組

※個別施策についてその趣旨、取組の方向性を説明していきます（資料5「個別施策概要案」）

基本施策(1) こども・若者の権利を尊重し、自分らしく成長できるよう支援する

個別施策① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こどもに関するあらゆる施策は、こどもの最善の利益の実現を図るものでなければなりません。こどもは単なる保護対象ではなく、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」であることを、社会全体でしっかりと認識し、こどもの視点に立って、こどもの意見や自己決定を尊重し、その権利を守っていく社会づくりを進めていきます。

取組の概要

- 家庭・学校・地域などにおいて様々な機会を通じて、当事者であるこどものほか市民に対し、「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する取組について、情報提供や啓発を行います。
-

※「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

- 1 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」
 - ・ 1～3号認定
 - ・ 幼稚園・預かり保育

- 2 地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 時間外保育事業
 - ・ 放課後児童健全育成事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり事業，子育て短期支援事業，子育て援助活動支援事業
 - ・ 病児保育事業
(児童福祉法改正による新事業)
 - ・ 子育て世帯訪問支援事業
 - ・ 児童育成支援拠点事業
 - ・ 親子関係形成支援事業
(子ども・子育て支援法改正による新事業)
 - ・ 妊婦等包括相談支援事業
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 - ・ 産後ケア事業

(検討中)